

# 山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱

令和8年3月27日 制定 林振第1553号

## (通則)

第1条 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年1月29日府地創第327号。以下「国要綱」という。）に基づき実施する林業従事者就業環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年12月21日総行政第327号）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、林業現場において安全性や労働強度といった作業条件に起因する離職が多いことに鑑み、労働災害の撲滅や労働負荷の軽減に資する就業環境の改善により離職を抑制し、経験年数の長期化を促進することで従事者全体の熟練度を高め、生産性の向上による継続的かつ安定的な賃上げを実現することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

## (補助金の交付の対象となる経費及び補助率等)

第3条 前条に規定する補助事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等は、別表1のとおりとする。また、補助対象経費に係る要件は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、本件補助金以外に国、県又は他の地方公共団体からの補助を受けるものであるときは、補助金を交付しないものとする。

## (補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 申請書の交付申請額には、補助金の交付を受けようとする額から補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得

た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額した額を記載しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表1に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い期日までに、林業従事者就業環境改善事業費補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、実績報告書の交付申請額に補助金の交付を受けようとする額から当該消費税等仕入控除税額を減じた額を記載しなければならない。

3 実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が修正の上確定した場合を含む。)は、補助事業者は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第5号)により、当該確定した消費税等仕入控除税額(前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した場合にあっては、当該減額により確定した消費税等仕入控除税

額を上回る部分の金額をいう。次項において同じ。)を速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告を受けたときは、期限を定めて消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

#### (補助金の額の確定)

第8条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合には、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、林業従事者就業環境改善事業費補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者へその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の場合において、補助事業者が返還の命令に付した日までに納付をしないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第9条 知事は、補助金を前条による額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が補助事業の実施上必要があると認める場合は、補助事業者へ対し、概算払により交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、林業従事者就業環境改善事業費補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、国要綱による交付金の対象事業とするため、遅くとも当該事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の3月31日までに補助事業者へ補助金を交付するものとする。

#### (指導監督等)

第10条 知事は、必要に応じて遂行状況などを調査し、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者へ対して遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(財産の処分の制限)

- 第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、林業従事者就業環境改善事業費補助金財産処分承認申請書（様式第8号。以下「財産処分承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。ただし、知事が返還する必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

(書類の保管)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(県の調査への協力)

- 第13条 補助事業者は、林業従事者就業環境改善事業に関連する調査を県が実施する場合は、当該調査に協力しなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月27日から施行する。

別表 1

補助対象者	補助対象経費	補助率	軽微な変更
認定事業主 (注1)  選定経営体 (注2)	労働災害の撲滅 や労働負荷の軽 減に資する就業 環境の改善のた めの安全衛生装 備、機材の導入に 要する経費	1 / 2 以内  ただし、新規 認定となった 認定事業主 (注3) は、 2 / 3 以内	1 補助対象経費が 20%以内の減とな る場合 2 補助事業の目的 の達成に支障をきた さない事業計画の細 部の変更であって、交 付決定を受けた補助 金の額の増額を伴わ ない場合

(注1) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、都道府県知事の認定を受けた事業主。

(注2) 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体。

なお、当該林野庁長官通知の3（2）アに基づき、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項又は第44条第2項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者として選定された林業経営体についても、育成経営体として選定されたものとする。

(注3) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づき、令和8年4月1日以降を始期とする改善計画について、都道府県知事の認定を受けた事業主。

ただし、実施期間の終期を令和8年3月31日とする改善措置の認定を受けていた事業主が、令和8年4月1日を始期として引き続き改善措置を実施する改善計画の認定を受けた場合、又は認定を受けず、令和8年4月1日以降に改善計画の認定を受けた場合は、新規認定となった認定事業主に該当しないものとする。

別表 2

装備・機材の名称	性能要件等
工程管理アプリ	スマートフォン等の端末入力で日報処理するもの。 端末の購入費は含まない。
苗植栽用ドリル	モーター駆動により苗木の植穴掘削を行うもの。 交換用オーガ、充電池等の付属品を含む。
ポータブルウィンチ	エンジン等の動力によりかかり木等を牽引するもの。 ロープ、ワイヤー等の付帯品を含む。
林業用ヘルメット	厚生労働省が「保護帽の規格」に定める飛来・落下物用の検定合格品であること。 フェイスガード、イヤーマフの装着が可能なもの。 フェイスガード、イヤーマフ等の付属品を含む。
林内通信機器	デジタル無線又は Bluetooth 電波を利用する通信機器。 運用に必要なアプリを含む。
アシストスーツ	人工筋肉等による荷重分散効果で、重量物取り扱い時等に身体への負荷を軽減するもの。
林業用ジャケット	視認性の高い目立つ色合いであって、耐久性等の林業用の機能を有しているもの。
林業用防護ズボン	チェーンソー作業時に着用するズボン。サスペンダー等の付属品を含む。 JIS T8125-2 (class1 以上) に適合又は同等以上の性能※を有するもの。
林業用防護ブーツ	チェーンソー作業時に着用するブーツ。 JIS T8125-3 (class1 以上) に適合又は同等以上の性能※を有するもの。
空調服・水冷服	送風や水冷による熱中症対策用の作業服。バッテリー等の付属品を含む。 刈払作業用は、刈払機の安全ベルトに対応するもの。
その他安全衛生や労働負荷の軽減に資する用品	上記に準ずる機材、装備等であって、知事が必要と認めるもの。

※ISO 規格、EN 規格、ASTM 規格、AS/NZS 規格等

様式第1号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名  
印

林業従事者就業環境改善事業費補助金交付申請書

林業従事者就業環境改善事業を次のとおり実施したいので、山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の内容 別紙「事業明細表」(様式第1-1号)のとおり
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類 (事業明細表に係る見積書、カタログの写し)



様式第2号

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

林業従事者就業環境改善事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった林業従事者就業環境改善事業費補助金については、山梨県補助金交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった林業従事者就業環境改善事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める軽微な変更は除く。）を行う場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し

てはならない。

- 6 本通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請の取下げをすることができる。
- 7 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
    - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
    - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
    - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
    - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
  - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 8 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について知事に求められた場合は、報告しなければならない。
- 9 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定した年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第4号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 10 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して交付要綱第11条で定める財産処分制限期間を経過するまで、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名  
印

林業従事者就業環境改善事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容（第1号様式 1～3 に準ずるものとする。）  
（注）上段に変更（中止・廃止）前の事項を（ ）書きし、下段に変更（中止・廃止）しようとする事項を記載すること。  
その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名  
印

林業従事者就業環境改善事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の内容 別紙「事業実績明細表」(様式第4-1号)のとおりに
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類 (購入品の写真、性能要件の分かる写真又は証明書類、納品書、請求書、払込伝票、領収書等の写し)
- 4 支払いの方法 口座振替  
振替先銀行名  
預金種別(当座・普通)  
口座名  
口座番号

様式第4-1号

事業実績明細表

装備・機材の名称	製造元・販売元	製品名	単価	数量	単位	金額	備考
合 計							

様式第5号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名  
印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた林業従事者  
就業環境改善事業費補助金について、同交付要綱第7条第3項の規定によ  
り、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2の金額) 金 円
- 5 添付書類  
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書  
(2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し (税務署收受印等のあるもの)  
(3) その他参考となる書類

様式第6号

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

林業従事者就業環境改善事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった林業従事者就業環境改善事業費補助金について、山梨県補助金交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 精算払額  | 金 | 円 |
| 4 | 返納額   | 金 | 円 |

様式第7号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所在地  
名称  
代表者氏名  
印

林業従事者就業環境改善事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先銀行名

預金種別 (当座・普通) 口座番号

口座名

様式第8号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
所 在 地  
名 称  
代表者氏名

印

林業従事者就業環境改善事業費補助金財産処分承認申請書

林業従事者就業環境改善事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県林業従事者就業環境改善事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類